

北海道こども計画【概要版】

1 策定根拠

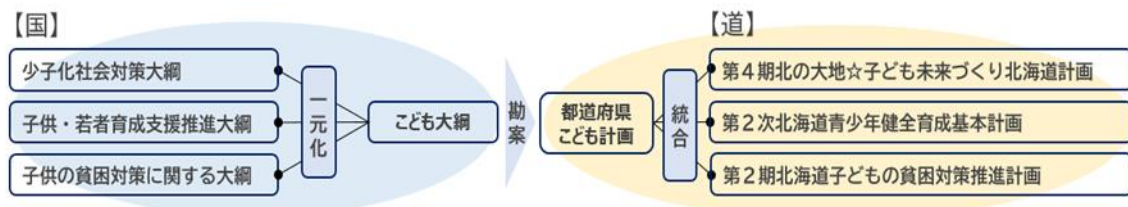
◆こども基本法第10条

- ・ 都道府県は、国の大綱を勘案して、都道府県こども計画を作成するよう、また、市町村は、国の大綱と都道府県こども計画を勘案して、市町村こども計画を作成するよう、それぞれ、努力義務が課せられています。

2 策定趣旨

◆本道におけるこども施策を総合的かつ計画的に推進するために策定

- ・ 本計画では、関係する施策に横串を通すことで、より効果的・効率的な実施につながるよう、以下のとおり三つの計画を束ねて一つの計画とします。



3 計画期間

◆令和7年度（2025年度）から令和11年度（2029年度）までの5年間

4 めざす姿

◆「こどもまんなか社会」の実現

- ・ 「こどもまんなか社会」とは、こども・若者が個人として尊重され、自分らしく、幸せな状態（ウェルビーイング）で生活を送ることができる社会であり、こうした社会の実現は、こどもを産みたい、育てたいと考える個人の希望が叶うことにつながり、ひいては、少子化・人口減少の流れを変え、未来を担う人材を地域で育み、地域社会の持続可能性を高めることにもつながります。

5 基本目標

◆こども・若者が個人として尊重され、自分らしく幸せに成長できる地域社会の実現

- ・ この基本目標の達成に向けて、本計画期間内においては、「こどもまんなか社会の実現に向かっていると思う人の割合」（令和5年度：全国 15.7%）について 70%、「こども政策に関して自身の意見が聴いてもらえていると思うこども・若者の割合」（令和5年度：全国 20.3%）について 70%、「こども基本法について知っているこどもや大人の割合」（令和6年度：こども 11.4% [北海道]、令和5年度：大人 18.3% [全国]）について増加を図ることを目指します。

※ 出典：「こども基本法について知っているこどもや大人の割合」こども（R6. 北海道保健福祉部子ども政策局調べ）、大人（R5. こども家庭庁「児童の権利に関する条約の認知度等調査及び同条約の普及啓発方法の検討のための調査研究」）

◆こどもを産みたい、育てたいと考える個人の希望が叶えられる地域社会の実現

- ・ この基本目標の達成に向けて、「安心してこどもを育てられる環境の向上（各種調査による、環境が整っていると思う人の割合（令和5年度：57.2%）の増加）」を図るとともに、出生率を全国平均（令和5年：全国 1.20、道 1.06）まで引き上げることがを目標として設定します。

※ 出典：人口動態統計（厚生労働省）

6 目標達成に向けた基本的な方針と具体的な取組

◆目標達成に向け、「こども大綱」に示された（１）から（６）の六つの基本方針に沿って各般の取組を推進します。

- （１）こども・若者を権利の主体として認識し、その多様な人格・個性を尊重し、権利を保障し、こども・若者の今とこれからの最善の利益を図る
 - ・ こども基本法や北海道こども基本条例について、全ての道民に正しく理解されるよう、周知・啓発に取り組みます。 など 全4つの取組
- （２）こどもや若者、子育て当事者の視点を尊重し、その意見を聴き、対話しながら、共に進めていく
 - ・ 道の施策について、ネット等を活用して全道のこども・若者から幅広く意見を聴き、道政へ反映されるよう取り組みます。 など 全28の取組
- （３）こどもや若者、子育て当事者のライフステージに応じて切れ目なく対応し、十分に支援する
 - ・ 新たな保育の担い手を増やすため、保育士・保育現場の魅力発信等を推進します。 など 全138の取組
- （４）良好な成育環境を確保し、貧困と格差の解消を図り、全てのこども・若者が幸せな状態で成長できるようにする
 - ・ ひとり親家庭に対し、各総合振興局・振興局や母子家庭等就業・自立支援センターにおいて、地域生活などに関する相談支援に取り組みます。 など 全281の取組

(5) 若い世代の生活の基盤の安定を図るとともに、多様な価値観・考え方を大前提として若い世代の視点に立って結婚、子育てに関する希望の形成と実現を阻む隘路（あいろ）の打破に取り組む

- ・ 仕事と家庭の両立のための制度の定着を促進するため、仕事と育児、介護等家庭生活との両立に関する意識啓発を進める。 など 全29の取組

※ 「隘路（あいろ）」とは、物事を進める妨げとなる困難な問題のこと

(6) 施策の総合性を確保するとともに、関係部局、市町村、民間団体等との連携を重視する

- ・ 知事をトップとするこども政策推進本部を中心に、全庁を挙げてこども施策を推進する。 など 全14の取組

7 計画の推進体制

◆こども施策を総合的かつ計画的に推進するため、知事を本部長に、関係部長を本部員として設置した「北海道こども政策推進本部」において、全庁を挙げてこども施策を推進する。

◆こども施策の推進を図るため、知事の附属機関として設置した「北海道こども施策審議会」において、計画の推進状況や施策等の評価を行い、施策や事業の進め方に反映させる。



8 数値目標等

◆学校教育や保育を必要とする量の見込みと確保方策

◆認定こども園及び地域子ども・子育て支援事業

- ・ 本計画に包含する「都道府県子ども・子育て支援事業支援計画」に定めることとされた事項

◆その他主な指標（目標）

主な指標(目標)	主な指標(目標)値	
	現状(年度)	目標値(年度)
1 こども・若者を権利の主体として認識し、こども・若者の今とこれからの最善の利益を図る		
○ こどもの意見表明の機会の確保	こども向けパブリックコメントの実施(R5)	こどもの意見を施策に適切に反映
2 こどもや若者、子育て当事者の意見を聴き、対話しながら共に進める		
○ いじめはどんな理由があってもいけないことだと思う小学6年生と中学3年生の割合	小学校 85.6%(R5) 中学校 82.6%(R5)	100.0%(R9) 100.0%(R9)
3 こども・若者、子育て当事者のライフステージに応じて切れ目なく対応し、支援する		
○ 産後ケア実施市町村数	165 市町村(R5)	全市町村(R11)
4 良好な成育環境を確保し、貧困と格差の解消を図る		
○ 児童発達支援センターまたは市町村中核子ども発達支援センターの設置数	12 か所(R5)	21 か所(R11)
○ ヤングケアラー支援に関する研修受講者数	年間 791 人(R5)	年間 800 人(R7)
5 結婚、子育ての希望の形成・実現を阻む隘路の打破に取り組む		
○ 育児休業制度取得率	男性 29.4%(R5) 女性 83.5%(R5)	男性 85.0%(R12) 女性 90.0%(R12)

<参考>

北海道子ども計画における施策体系

Ⅰ 子ども・若者を権利の主体として認識し、その多様な人格・個性を尊重し、権利を保障し、子ども・若者の今とこれからの最善の利益を図る				
1	①	子ども・若者が権利の主体であることの社会全体での共有等	(1)	子どもの権利の普及啓発
			(2)	子どもの権利に関する学習機会の確保
			(3)	相談に対応する支援体制の充実

Ⅱ こどもや若者、子育て当事者の視点を尊重し、その意見を聴き、対話しながら、共に進めていく				
1	②	子ども・若者、子育て当事者の意見の適切な社会反映	(4)	子ども・若者、子育て当事者の意見反映の促進
			(5)	子ども・若者の社会参加の推進
	③	子どもの居場所づくりの推進	(6)	指針を踏まえた多様な居場所づくりの推進
			(7)	放課後児童の健全育成
	④	いじめ防止	(8)	ネットいじめ対策の推進
			(9)	いじめ未然防止教育の推進
			(10)	関係機関における連携体制の整備
			(11)	支援体制の整備
	⑤	不登校の子どもへの支援	(12)	地域全体で子育て世帯を応援する気運の醸成
			(13)	地域の推進体制の整備と取組の支援

Ⅲ こどもや若者、子育て当事者のライフステージに応じて切れ目なく対応し、十分に支援する				
1	⑦	社会全体での子ども・子育て支援の取組の推進	(14)	地域における取組の支援
			(15)	子育て支援団体等の活動の促進
			(16)	父親の育児への積極的参加の促進
			(17)	官民協働による地域全体での取組の促進
			(18)	次世代教育の推進
			(19)	子育てに配慮した住宅の供給促進
			(20)	安全な道路交通環境等の整備
			(21)	子育てバリアフリー等の整備
	⑧	生活環境の整備	(22)	犯罪に巻き込まれない安全で安心な地域づくり等の促進
			(23)	保育サービスの充実
			(24)	教育・保育を支える人材の確保
			(25)	教育・保育の一体的提供の促進
	⑨	こどもの誕生前から幼児期までのこどもの成長の保障と遊びの充実	(26)	多様な保育サービスの提供
			(27)	教育・保育の質の向上
			(28)	良質なサービスの確保
			(29)	地域における子育て支援体制等の充実
			(30)	子育て支援等に関する情報提供
			(31)	地域子育て支援拠点等の整備
			(32)	望ましい生活習慣確立のための意識啓発
			(33)	児童館活動等の促進
	⑩	多様な遊びや体験、活躍できる機会づくり	(34)	文化・スポーツ等に親しむ環境の整備
			(35)	公園、遊び場の確保
			(36)	食育の推進
			(37)	木育の推進
	⑪	18歳成年に伴う主権者教育等の充実とキャリア教育の推進	(38)	主権者教育の推進
			(39)	消費者教育の推進
			(40)	キャリア教育等の推進
	⑫	地域特性を活かした多様な教育機会の提供	(41)	地域特性を活かした魅力ある教育環境の整備
			(42)	家庭教育支援及び社会教育の推進
	⑬	子育てや教育に関する経済的負担の軽減	(43)	経済的負担の軽減
			(44)	高校等の授業料支援、高等教育段階の修学支援等経済的負担の軽減
	⑭	妊娠前から妊娠期、出産、幼児期までの切れ目ない保健・医療の確保	(45)	ブレコンセプションケアを含む成育医療等に関する相談支援等
			(46)	妊娠・出産に関する情報提供
			(47)	こども家庭センターの設置促進
			(48)	母子保健サービスの推進体制の整備
			(49)	相談体制等の整備
			(50)	産後ケア体制の充実
			(51)	周産期医療体制の整備
			(52)	不妊・不育治療等への支援
1	⑮	こどもや若者への切れ目ない保健・医療の提供	(53)	小児医療の提供体制の整備
			(54)	慢性疾患を抱えるこども・若者への支援
			(55)	学童期・思春期から成人期に向けた保健対策の充実

Ⅳ 良好な育成環境を確保し、貧困と格差の解消を図り全てのこども・若者が幸せな状態で成長できるようにする				
1	⑯	こどもの貧困対策	(56)	相談支援
			(57)	教育支援
			(58)	生活支援
			(59)	保護者に対する就労支援
			(60)	経済的支援
			(61)	ひとり親家庭等への支援
	⑰	障がい児支援・医療的ケア児等への支援	(62)	障がいの有無にかかわらず安心してともに暮らすことのできる地域づくり
			(63)	障がいのあるこども・若者の学びの充実
	⑱	児童虐待防止対策と社会的養護の推進及びヤングケアラーへの支援	(64)	総合的な児童虐待防止対策の推進
			(65)	社会的養護を必要とするこども・若者に対する支援
			(66)	ヤングケアラーへの支援
	⑲	こども・若者の自殺対策、犯罪などからこども・若者を守る取組	(67)	こども・若者の自殺対策の推進
			(68)	こども・若者の非行や犯罪を防ぐ環境づくり
			(69)	こども・若者を犯罪被害から守る環境づくり

Ⅴ 若い世代の生活の基盤の安定を図るとともに、多様な価値観・考え方を前提として若い世代の視点に立つて結婚、子育てに関する希望の形成と実現を阻む障壁の打破に取り組む				
4	⑳	高等教育の修学支援	(70)	高等教育費の負担軽減
			(71)	若者への就労支援
	㉑	就労支援、雇用と経済的基盤の安定のための取組	(72)	若者が地域にとどまり、働ける場の創出
			(73)	若年無業者・ひきこもりの若者を支える取組の推進
			(74)	適切な情報提供や相談体制の整備
	㉒	結婚を希望する方への支援、結婚に伴う新生活への支援	(75)	結婚に伴う新生活のスタートアップ支援の推進
			(76)	企業等における取組の促進
	㉓	共働き・子育ての推進、男性の家事・子育てへの主体的な参画促進・拡大	(77)	「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）憲章」の実現に向けた理解や普及啓発の促進
			(78)	両立のための環境整備
			(79)	積極的な企業に対する優遇制度の推進
			(80)	パートタイム労働者や派遣労働者等の雇用環境の整備
			(81)	広報・啓発活動の充実
			(82)	家庭における男女平等教育の推進
			(83)	仕事と家庭生活が両立できる働き方改革
			(84)	働きたい女性の就労・雇用継続支援

Ⅵ 施策の総合性を確保するとともに、関係部局、市町村、民間団体等との連携を重視する				
-	㉔	市町村等関係機関との連携や取組への支援	(85)	住民主体による支え合いの地域づくり
			(86)	総合振興局・振興局による市町村支援
			(87)	移住・定住促進に向けた取組への支援
	㉕	国の施策に関する提案	(88)	こども施策の抜本強化・拡充
			(89)	子育て支援等に係る施策の充実
			(90)	こどもの安全・安心の確保
	㉖	施策の推進体制等	(91)	道の推進体制
			(92)	地域における推進体制
			(93)	北海道こども施策審議会

● ライフステージ	
1	ライフステージを通して
2	こどもの誕生前から幼児期まで
3	学童期・思春期
4	青年期